明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

一　○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（**法務**四六）

〔告　示〕

二　○日本国に帰化を許可する件（**法務**一四五）

○エクアドル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とエクアドル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**三四一）

三　○株式会社日本政策金融公庫法第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件（**財務・農林水産・経済産業**一八）

○保安林の指定をする件（**農林水産**一六四〇～一六四四）

○保安林の指定を解除する件（**同**一六四五～一六四九）

○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一六五〇～一六五九）

○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**一八〇～一八四）

○海上における空対空射撃訓練を実施する件（**同**一八五～一八九）

○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件（**同**一九〇）

○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（**同**一九一）

○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（**同**一九二）

四　○道路に関する件（**東北地方整備局**一三一）

○道路に関する件（**北陸地方整備局**六四、六五）

○道路に関する件（**中部地方整備局**一〇五、一〇六）

〔人事異動〕

六　内閣　法務省

〔官庁報告〕

国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了
（人事院）

〔公　告〕

諸事項

官庁
財団、有権者申出方、証票無効、国営土地改良事業の工事完了、建設業の許可の取消処分、隊員の懲戒処分、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分関係

裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

省令

○法務省令第四十六号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年八月二十四日　法務大臣　三好　雅子

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法施行規則（昭和六十二年法務省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（法第二条第十一号イに規定する法務省令で定める者）	［条を加える。］
第一条の二　法第二条第十一号イに規定する法務省令で定める者は、次に掲げる者とする。	
一　ある者及びその完全子法人（ある者がその株式又は持分の全部を有する法人をいう。以下同じ。）又は当該ある者の完全子法人が当事者の全部又は一部の発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の総数又は総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を有する場合（当該当事者の全部又は一部が次号に定める法人である場合を除く。）における当該ある者	
二　当事者の全部又は一部が法律又は定款の定めによりその業務を社員（当該法人が業務を執行する社員を定めた場合にあつては、その社員。以下同じ。）の過半数をもつて決定することとされている法人であつて、ある者及びその完全子法人が当該法人の社員の過半数を占める場合における当該ある者	
2　前項各号の規定の適用については、これらの規定のある者及びその完全子法人又は当該ある者の完全子法人が他の法人の株式又は持分の全部を有する場合における当該他の法人は、完全子法人と見なす。	